

厚生労働省岩手労働局発表
平成 29 年 12 月 11 日 (月)

【照会先】
岩手労働局職業安定部職業安定課
課長 中村 悟 雄
課長補佐 佐々木 裕 智
電話 019-604-3004

報道関係者 各位

「求人等の労働条件明示義務の強化等」に関する 労働局長要請を実施します

平成 30 年 1 月 1 日に施行される職業安定法改正により、求人等に係る労働条件明示義務が強化されること等について周知を徹底するため、岩手労働局（局長 久古谷敏行）では、労働局長による事業主団体への協力要請等を行います。

労働局長の岩手県中小企業団体中央会会長への要請

日 時 平成 29 年 12 月 22 日（金）10 時 00 分～

場 所 岩手県中小企業団体中央会

住 所 盛岡市肴町 4-5 岩手酒類卸(株)ビル 2 階

※ その他の要請については、参考 2 参照

※ 取材に当たってのお願い

労働局長による要請の取材を希望される場合は、12 月 21 日 15 時までに右上の照会先までご連絡をお願いします。

平成 29 年 12 月 22 日

岩手県中小企業団体中央会

会長 谷 村 久 興 様

職業安定法等の改正の施行に向けた周知への取組について

日頃から労働行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）の一部の改正を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 14 号）の一部並びに関係政省令及び告示が平成 30 年 1 月 1 日から施行されることとなっています。

今回の改正の概要は、①労働者の募集・求人等における現行の労働条件等の明示義務について、明示事項の追加、遵守すべき事項の明確化を行うとともに、②労働契約の締結の前に求人者等と求職者等との交渉等により労働条件に変更があった場合に、変更した事項を明示する義務を新たに定めたことです。

また、改正後の職業安定法関係省令及び告示の内容の一部については、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく指針にも同じ内容が規定されることとなっています。

これらの改正は、一般の企業が労働者を募集するためにハローワーク等へ求人申込みをする際やホームページ等で労働者の募集を行う場合にも適用されます。また、職業紹介事業者や求人サイト・求人情報誌などにより求人・求職の情報を提供する場合にも適用されます。

改正内容に係る関係事業者等への周知を図るため、周知資料「労働者を募集する企業の皆様へ」等を作成いたしましたので、貴会におかれましても、これを活用いただくこと等により、会員企業に対して周知及び啓発を図っていただく等、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

岩 手 労 働 局 長

久 古 谷 敏 行

労働契約締結前の労働条件等の明示

改正の趣旨

求職者等が、労働契約の締結の前に、当該契約の中に、職業紹介・募集広告で示された労働条件と異なる内容等が含まれていないかどうか確認できるよう、求人者等に新たな明示義務を課すこととする。【職業安定法第5条の3第3項・省令・指針】

現行の内容・改正の内容【平成30年1月1日施行】

職業紹介・募集時の
労働条件明示
(当初の明示)

【職業安定法第5条の3第1項の義務】

求人者等と求職者等との
交渉等

労働契約締結時の
労働条件明示
(労働条件通知書)

【労働基準法第15条第1項の義務】

以下の①～④の場合、
契約締結の前に
新たな明示を義務付け^(※)

※ 明示が必要な事項や明示の方法は、「当初の明示」と同様【省令】

<明示が必要な事項（現行制度）>

業務内容、契約期間、就業場所、
労働時間・休日、賃金、
社会保険・労働保険の適用

<明示の方法>

書面の交付

※求職者等が希望した場合には電子メールも可

 は、現行の内容

 は、改正で追加された内容

① 「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合

例) 当初：基本給30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月

② 「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合

例) 当初：基本給25万円～30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月

③ 「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合

例) 当初：基本給25万円/月、営業手当3万円/月 ⇒ 基本給25万円/月

④ 「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合

例) 当初：基本給25万円/月 ⇒ 基本給25万円/月、営業手当3万円/月

(参考2)

「求人等の労働条件明示義務の強化等に関する関係団体への要請」について、労働局長による事業主団体への直接要請のほかに下記の協力要請も実施します。

1 労働局長による労働組合への要請

下記の団体に対して、局長が協力要請を行います。

日本労働組合総連合会岩手県連合会会長への要請

日 時 平成29年12月12日(火) 11時00分～

場 所 日本労働組合総連合会岩手県連合会

住 所 盛岡市菜園一丁目3-6 農林会館4階

2 労働局幹部による要請

以下の3団体に対して、職業安定部長から局長名の要請書による協力要請を行います。

(1) 岩手県商工会連合会への要請

日 時 平成29年12月12日(火) 9時00分～

場 所 岩手県商工会連合会

住 所 盛岡市盛岡駅西通1丁目3番8号

(2) 一般社団法人岩手県経営者協会への要請

日 時 平成29年12月13日(水) 11時00分～

場 所 一般社団法人岩手県経営者協会

住 所 盛岡市大通2丁目6-1

(3) 岩手県商工会議所連合会への要請

日 時 平成29年12月13日(水) 10時00分～

場 所 岩手県商工会議所連合会

住 所 盛岡市清水町14-12

労働者を募集する企業の皆様へ

～労働者の募集や求人申込みの制度が変わります～
＜職業安定法の改正＞

施行日：2018（平成30）年1月1日

職業安定法や省令・指針の改正に伴い、労働者の募集を行う際の労働条件の明示等について、留意点をお知らせします。

厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料を随時掲載しています。

職業安定法 平成29年改正

検索

1 労働条件の明示が必要な時点（タイミング）

ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う場合は、労働契約締結までの間、下記のように労働条件を明示することが必要です。

時 点	必要な明示
ハローワーク等への 求人申込み、 自社HPでの募集、 求人広告の掲載 等を行う際	求人票や募集要項等において、労働条件（詳細は次ページ）を明示することが必要です。 <ul style="list-style-type: none">○ 求人票のスペースが足りない等、やむを得ない場合には、「詳細は面談の時にお伝えします」などと書いた上で、労働条件の一部を別途明示することも可能です。○ この場合原則として、初回の面接等、求人者と求職者が最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示すべきとされています。
労働条件に 変更があった場合、 その確定後、 可能な限り速やかに	当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示しなければなりません。（職業安定法改正により新設されました） <ul style="list-style-type: none">○ 面接等の過程で労働条件に変更があった場合、速やかに求職者に知らせるよう配慮が必要です。
労働契約締結時	労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知することが必要です。（明示すべき事項については、厚生労働省ホームページに掲載の「モデル労働条件通知書」を参考にしてください。） http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/



2 最低限明示しなければならない労働条件等

労働者の募集や求人申込みの際に、少なくとも以下の事項を書面の交付によって明示しなければなりません。ただし、求職者が希望する場合には、電子メールによることも可能です。

記載が必要な項目	記載例
◎業務内容	一般事務
◎契約期間	期間の定めなし
◎試用期間	試用期間あり（3か月）★
◎就業場所	本社（●県●市●-●） 又は △支社（△県△市△-△）
◎就業時間 ◎休憩時間 ◎休日 ◎時間外労働	9:00～18:00 12:00～13:00 土日、祝日 あり（月平均20時間）
<p>裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。★</p> <p>（例）「企画業務型裁量労働制により、○時間働いたものとみなされます。」</p>	
◎賃金	月給 20万円（ただし、試用期間中は月給19万円）
<p>時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。★</p> <p>① 基本給 ××円（②の手当を除く額） ② □□手当（時間外労働の有無に関わらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給） ③ ○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給</p>	
◎加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
◎募集者の氏名又は名称	○○株式会社★
（○派遣労働者として雇用する場合）	雇用形態：派遣労働者★

★ 今回の改正により追加等された事項

3 労働条件明示に当たって遵守すべき事項

労働条件を明示するに当たっては、職業安定法に基づく指針等を遵守することが必要です

職業安定法に基づく指針等の主な内容

- 明示する労働条件は、虚偽又は誇大な内容としてはなりません。
- 有期労働契約が試用期間としての性質を持つ場合、試用期間となる有期労働契約期間中の労働条件を明示しなければなりません。また、試用期間と本採用が一つの労働契約であっても、試用期間中の労働条件が本採用後の労働条件と異なる場合は、試用期間中と本採用後のそれぞれの労働条件を明示しなければなりません。
- 労働条件の水準、範囲等を可能な限り限定するよう配慮が必要です。
- 労働条件は、職場環境を含め可能な限り具体的かつ詳細に明示するよう配慮が必要です。
- 明示する労働条件が変更される可能性がある場合はその旨を明示し、実際に変更された場合は速やかに知らせるよう、配慮が必要です。

4 変更明示の方法等について

以下の①～④のような場合に、変更明示が必要となります。

①	「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合 例) 当初：基本給30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月
②	「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合 例) 当初：基本給25万円～30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月
③	「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合 例) 当初：基本給25万円/月、営業手当3万円/月 ⇒ 基本給25万円/月
④	「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合 例) 当初：基本給25万円/月 ⇒ 基本給25万円/月、営業手当3万円/月

変更明示は、求職者が変更内容を適切に理解できるような方法で行う必要があります。以下の①の方法が望ましいですが、②の方法などにより適切に明示することも可能です。

①	当初の明示と変更された後の内容を対照できる書面を交付する方法
②	労働条件通知書において、変更された事項に下線を引いたり着色したりする方法や、脚注を付ける方法。

- 変更明示を行う場合でも、当初の明示を安易に変更してはなりません。学校卒業見込者等については、特に配慮が必要であることから、変更を行うことは不適切です。また、原則として、内定までに、学校卒業見込者等に対しては職業安定法に基づく労働条件明示を書面により行わなければなりません。
- 変更明示が適切に行われていない場合や、当初の明示が不適切だった場合（虚偽の内容や、明示が不十分な場合）は、行政による指導監督（行政指導や改善命令、勧告、企業名公表）や罰則等の対象となる場合があります。
- 変更明示が行われたとしても、当初の明示が不適切であった場合には、行政指導や罰則等の対象となることには変わりありません。

変更明示に当たっては、その他にも以下のような点に留意が必要です。

職業安定法に基づく指針等の主な内容

- 労働者が変更内容を認識した上で、労働契約を締結するかどうか考える時間が確保されるよう、労働条件等が確定した後、可能な限り速やかに変更明示をしなければなりません。
- 変更明示を受けた求職者から、変更した理由について質問をされた場合には、適切に説明を行うことが必要です。
- 当初明示した労働条件の変更を行った場合には、継続して募集中の求人票や募集要項等についても修正が必要となる場合がありますので、その内容を検証した上で、必要に応じ修正等を行うことが必要です。

5 職業紹介事業者を利用する場合のポイント

求人申込みを行う職種や地域等を踏まえ、適切な職業紹介事業者を選びましょう。

厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」（<http://www.jinzai-sougou.go.jp/>）にて、職業紹介事業者の検索や、職業紹介事業者に関する以下のような事項を確認できます。

- 職業紹介事業者の紹介により就職した者の数（2016年度に就職した者の数から掲載）
- 上記のうち、6か月以内に離職した者の数（2018年度に就職した者の数から掲載）
- 手数料に関する事項
- 返戻金制度（短期間で離職した場合に手数料を返金する制度）の有無や内容
- その他、得意とする分野等（職業紹介事業者が任意で掲載）

※ 職種や業界等によって事情も異なりますので、早期離職者の数については、参考情報の一つとして確認しましょう。また、就職した求職者が6か月以内に離職したか否か、職業紹介事業者から調査の依頼があった場合には、求人者も協力する必要があります。

職業紹介事業者は、以下の事項を遵守すべきことになっています。
不適切なことがあれば、お近くの都道府県労働局にご相談ください。

- 自らの紹介により就職した者（無期雇用契約に限ります。）に対して、就職した日から2年間は、転職の勧奨を行ってはなりません。
- 返戻金制度を設けることが望ましいこととされています。
- 求職者、求人者双方に対し、求職者から受理する手数料及び求人者から受理する手数料の両方に関して明示を行う必要があります。
- 求職者等を勧誘するに当たっては、お祝い金等の金銭を支給することは望ましくありません。

【問い合わせ先】 都道府県労働局

労働局名	課室名	電話番号	労働局名	課室名	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	三重	需給調整事業室	059-226-2165
青森	需給調整事業室	017-721-2000	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	京都	需給調整事業課	075-241-3225
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	大阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831
山形	需給調整事業室	023-626-6109	奈良	需給調整事業室	0742-32-0208
福島	需給調整事業室	024-529-5746	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	鳥取	職業安定課	0857-29-1707
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	島根	職業安定課	0852-20-7017
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	広島	需給調整事業課	082-511-1066
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	山口	需給調整事業室	083-995-0385
東京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	高知	職業安定課	088-885-6051
富山	需給調整事業室	076-432-2718	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
石川	需給調整事業室	076-265-4435	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福井	需給調整事業室	0776-26-8617	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
山梨	需給調整事業室	055-225-2862	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
長野	需給調整事業室	026-226-0864	大分	需給調整事業室	097-535-2095
岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
愛知	需給調整事業第一課	052-219-5587	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637

職業紹介事業者の皆様へ

～事業運営のルールが変わります～

＜職業安定法の改正＞

施行日：2018（平成30）年1月1日

職業安定法や関連する省令・指針の改正に伴い、業務運営等について職業紹介事業者の皆様にご留意いただきたい点をお知らせします。

厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料を随時掲載しています。

職業安定法 平成29年改正

検索

1 職業紹介の実績等を情報提供する義務

職業紹介事業者は、厚生労働省の運営する人材サービス総合サイトにおいて、職業紹介の実績に関する下記①～⑦の情報提供を行うことが義務付けられます。

情報提供が必要な事項

①	各年度（各年の4月1日～翌年の3月31日）に就職した者の数
②	①のうち、期間の定めのない労働契約を締結した者（無期雇用就職者）の数
③	②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数（※） ※離職者数の調査が必要ですが、返戻金制度に基づき手数料を返戻等した者の数を集計することにより離職者数を集計しても差し支えありません。
④	②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職したかどうか判明しなかった者の数
⑤	手数料に関する事項（手数料表の内容）
⑥	返戻金制度（※）の導入の有無及び導入している場合はその内容 ※就職から一定期間以内に離職した場合に、手数料の一部を返戻する制度その他これに準ずる制度
⑦	その他、職業紹介事業者の選択に資すると考えられる情報【任意】

情報提供の方法

①～④については「人材サービス総合サイト」（<http://www.jinzai-sougou.go.jp/>）に入力し、⑤～⑦については人材サービス総合サイト上でPDFの登録又は自社HPのURLの登録を行ってください。⑤及び⑥については、2018（平成30）年1月1日から掲載を行い、変更があれば速やかに更新することが必要です。

掲載時期は次ページ

※ 掲載作業の詳細については、人材サービス総合サイトの改修に合わせてお知らせします。

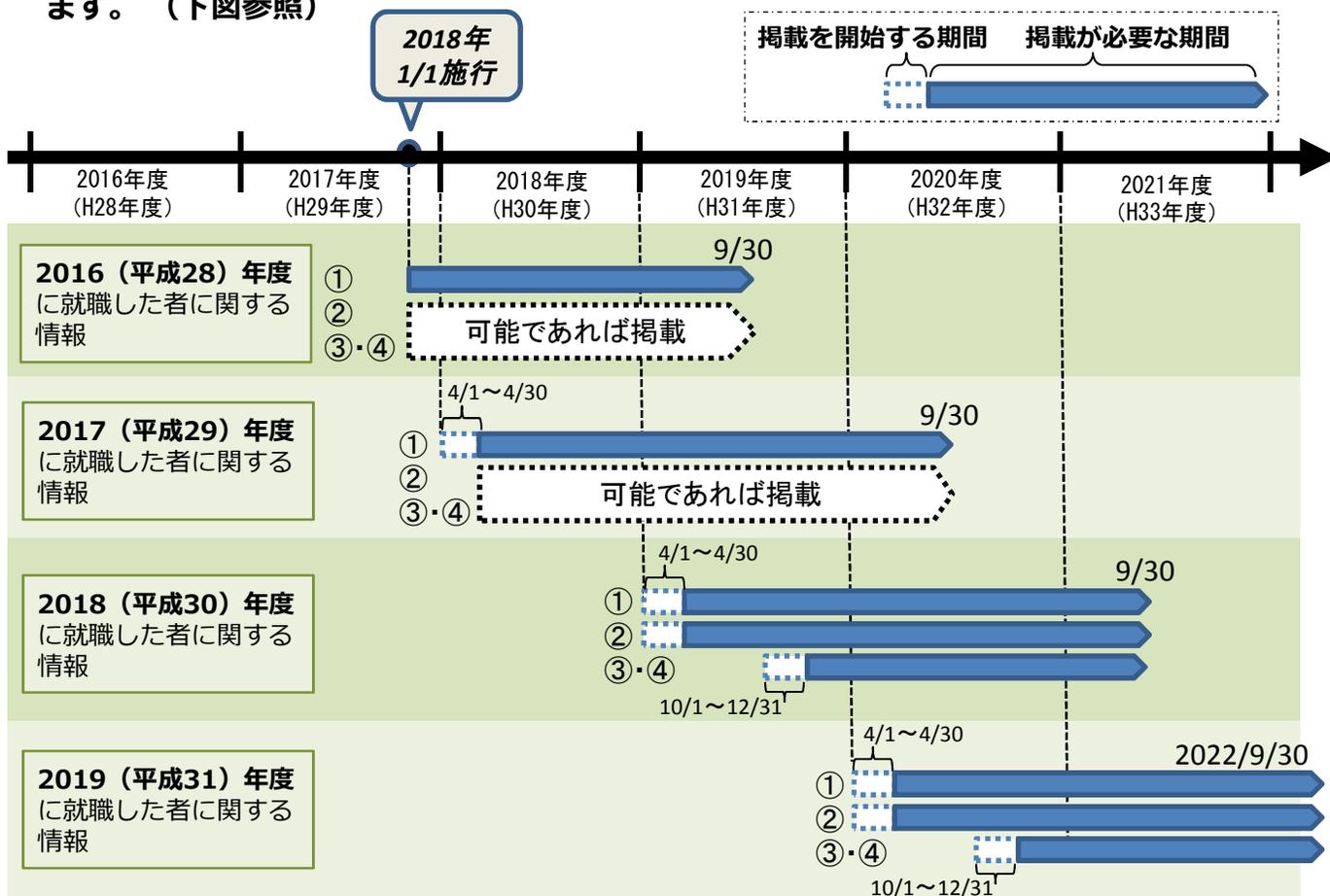
※ 第三者に掲載のための作業を委託することは差し支えありません。

情報提供する時期

▶ 前ページ①～④の情報提供については、下表の時期・期間に掲載する必要があります。

	情報の内容	掲載開始・更新時期	掲載期間
①	各年度の就職者数	翌年度の4月1日～4月30日	原則2年6か月
②	各年度の無期雇用就職者数	翌年度の4月1日～4月30日	原則2年6か月
③	②のうち、6か月以内離職者数	翌年度の10月1日～12月31日	原則2年間
④	②のうち、6か月以内に離職したか否か不明な者の数	翌年度の10月1日～12月31日	原則2年間

▶ ただし、2017（平成29）年度に就職した者に関する情報までは、所要の経過措置があります。（下図参照）



2 求職者等へ明示する必要がある労働条件等

▶ 省令において、次の事項の明示が義務付けられました

- ・ 試用期間の有無及び期間、試用期間中の労働条件
- ・ 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称
- ・ 派遣労働者として雇用しようとする場合は、その旨

▶ また、以下の事項についても、明示すべきであることが指針に明記されました。

- ・ 固定残業代制を採用する場合、固定残業代を除いた基本給の額、固定残業時間、固定残業時間を超えた場合は追加で給与を支払う旨
- ・ 裁量労働制を採用する場合には、その旨

3 求人・求職管理簿、事業報告への記載事項

求人・求職管理簿について、2018（平成30）年度に就職した者についての情報から、これまでの記載事項に加えて、新たに以下①～③の事項を記録することが必要となります。（これまでと同様、様式は自由です。）

①	期間の定めのない労働契約を締結した場合は、その旨
②	転職勧奨が禁止される期間（採用年月日から2年間） 例：採用年月日＝2018（平成30）年4月1日 禁止期間＝2018（平成30）年4月1日～2020（平成32）年3月31日
③	無期雇用就職者については、就職から6か月以内に離職したか否か

※ これらについては、2018（平成30）年度に就職した者に関する情報から記載することが必要となりますが、それ以前の就職者についても、可能な範囲で記載することが望ましいものです。

労働局に提出する事業報告についても、これまでの報告事項に加えて、新たに以下①～④の事項の報告が必要となります。提出時期と報告する情報の内容は、次の表のとおりです。

提出時期 報告する情報		提出時期			
		2018年4月 (旧様式)	2019年4月 (新様式)	2020年4月 (新様式)	2021年4月 (新様式)
①	各年度の無期雇用就職者数	記載不要	2018年度就職者数	2019年度就職者数	2020年度就職者数
②	①のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数及び離職したかどうか判明しなかった者の数	記載不要	(可能であれば記載) 2017年度に就職した者に関する数	2018年度に就職した者に関する数	2019年度に就職した者に関する数
③	返戻金制度の有無及び導入している場合はその内容	記載不要	提出時点の有無及び内容	提出時点の有無及び内容	提出時点の有無及び内容
④	職業紹介に従事する従業員の人数及び従業員に対する教育の内容	記載不要	2019年3月末の従業員数及び2018年度に実施した教育の内容	2020年3月末の従業員数及び2019年度に実施した教育の内容	2021年3月末の従業員数及び2020年度に実施した教育の内容

※ 2018年4月提出分まではこれまでと同じ旧様式を使用し、2019年4月提出分から新様式を使用してください。

4 求人者に対する啓発等の必要性

・今回の改正で、求人者は、求人票の労働条件と労働契約の内容が異なる場合等には、変更内容等を明示することが必要となります。また、求人者に対する厚生労働大臣による指導監督等の規定が整備されます。これらを踏まえ、労働条件等の明示などが適正に行われるよう、職業紹介事業者は求人者に理解を求めていくことが大切です。

・また、求人票については、ハローワークで使用している求人票や記載例等も参考にしながら、労働条件等の明示が適切に行われるようにしてください。求人票や記載例等は、ハローワークのホームページに掲載していますので、ご参照ください（下記URL参照）。

https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/material/_localhost/doc/kyuujin2903.pdf#page=5

5 紹介した求職者への対応に関する留意点

職業紹介事業者は、紹介した求職者が早期に離職することの無いよう、以下①～④の事項を遵守することが必要です。

①	自らの紹介により就職した者（無期雇用契約に限ります。）に対して、就職した日から2年間は、転職の勧奨を行ってはなりません。
②	手数料に関して、返戻金制度を設けることが望まれます。
③	求職者・求人者双方に、それぞれから受取する手数料の明示が必要です。
④	求職者等を勧誘するに当たっては、お祝い金等の金銭を支給することは望ましくありません。

6 職業紹介責任者の遵守事項

職業紹介責任者は、以下①②の内容を遵守することが必要です。

①	職業紹介責任者は、職業紹介の従業者に対し、事業運営の改善向上のための教育を行わなければなりません。（外部の講習に参加させることも可能です。）
②	職業紹介責任者は、「厚労省人事労務マガジン」に登録して、労働関係法令の最新の情報を確認しなければなりません。なお、第三者に代理で登録してもらうことなどにより、配信内容を確認することも差し支えありません。 https://merumaga.mhlw.go.jp/ （又は「厚労省人事労務マガジン」と検索）から登録してください。

これらの他、以下のような改正が行われています。詳しくは業務運営要領等をご確認ください。

- ・許可の欠格事由に「暴力団員」等が追加されました。（2017（平成29）年4月1日施行）
- ・複数の職業紹介事業者と提携する場合は、個人情報保護措置を適切にとる等の必要があります。
- ・一定の法令違反を繰り返す事業主等からの求人について、受取しないことができるようになります。公布（2017（平成29）年3月31日）から3年以内に施行予定であり、施行日等の詳細は今後政省令等で定められます。

【問い合わせ先】 都道府県労働局

労働局名	課室名	電話番号	労働局名	課室名	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	三重	需給調整事業室	059-226-2165
青森	需給調整事業室	017-721-2000	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	京都	需給調整事業課	075-241-3225
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	大阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831
山形	需給調整事業室	023-626-6109	奈良	需給調整事業室	0742-32-0208
福島	需給調整事業室	024-529-5746	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	鳥取	職業安定課	0857-29-1707
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	島根	職業安定課	0852-20-7017
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	広島	需給調整事業課	082-511-1066
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	山口	需給調整事業室	083-995-0385
東京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	高知	職業安定課	088-885-6051
富山	需給調整事業室	076-432-2718	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
石川	需給調整事業室	076-265-4435	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福井	需給調整事業室	0776-26-8617	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
山梨	需給調整事業室	055-225-2862	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
長野	需給調整事業室	026-226-0864	大分	需給調整事業室	097-535-2095
岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
愛知	需給調整事業第一課	052-219-5587	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637

求人サイト・求人情報誌などを 運営する事業者の皆様へ

～募集情報等提供事業のルールが新設されます～
＜職業安定法の改正＞

施行日：2018（平成30）年1月1日

求人サイト・求人情報誌などにより求人・求職の情報を提供する事業を行う場合のルールが、新たに職業安定法や指針に定められました。

※職業紹介事業を行う場合は、職業紹介に関するルールに則って事業を行うことが必要です。
厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料を随時掲載しています。

職業安定法 平成29年改正

検索

1 募集情報等提供事業とは

募集情報等提供事業とは以下のいずれか、又は両方を事業として行うことをいいます。
たとえば、求人サイト・求人情報誌などが該当します。

- 募集主から依頼を受け、募集に関する情報を求職者に提供すること
- 求職者から依頼を受け、求職者に関する情報を募集主に提供すること



※求人サイトや求人情報誌などを運営している場合であっても、以下の①～③のような行為を事業として行う場合は職業紹介事業の許可等が必要になります。職業紹介との区別の詳細については、厚生労働省HPをご覧ください。

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/anteikyoku/minkan/>

- ①提供する情報や情報の提供先について、あらかじめ明示的に設定された客観的な要件に基づくことなく、募集情報等提供事業者の判断により選別や加工を行うこと。
- ②募集情報等提供事業者が、求職者に対して求人に関する情報を連絡、又は求人者に対して求職者に関する情報を連絡すること。
- ③求職者と求人者との間の意思疎通を中継する場合に、募集情報等提供事業者が意思疎通の内容に加工を行うこと。

2 募集情報等提供事業者求められること

募集内容の的確な表示等に関する事項

募集情報等提供事業者は、提供する情報が的確に表示されるよう、募集主に対して必要な協力を行うことが必要です。具体的には、職業安定法に基づく指針^(※)により以下①②のような措置が求められます。また、募集主も、募集情報等提供事業者に必要な協力を求めるように努めなければなりません。

(※)職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針(平成11年労働省告示第141号)

具体的な取組み

以下のような募集情報については、募集主に対して募集情報の変更を依頼するとともに、募集主が依頼に応じない場合は、その募集情報の掲載を控える等、適切に対応することが必要です。
また、以下に該当するおそれがあるときは、募集主に確認することが必要です。

①

【対応が必要な募集情報】

- ・ 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的の募集情報
- ・ 内容が法令に違反する募集情報
- ・ 実際の労働条件等と異なる内容を含む募集情報

②

募集主から承諾を得ることなく募集情報を改変して提供してはなりません。

業務運営に関する事項

募集情報等提供事業者は、求職者の適切な職業選択のため、また、業務の改善向上を図るために、必要な措置をとるよう努めなければなりません。具体的には、指針により以下①～④のような取組みが求められます。

具体的な取組み

①

相談窓口の明確化等、苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上をはかること。

②

求職者の個人情報の収集、保管及び使用を行うに当たっては、指針を踏まえ、秘密に該当する個人情報の厳重な管理等、求職者の個人情報の適正な管理を行うこと。

③

募集情報等提供事業者は、募集に応じた労働者から、その募集に関し、いかなる名義でも報酬を受けてはなりません。

④

募集情報等提供事業者は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業(ストライキ)又は作業所閉鎖(ロックアウト)の行われている事業所に関する募集情報の提供を行ってはなりません。

このリーフレットの内容に関して、厚生労働大臣による助言・指導の規定が整備されています。詳細は、厚労省HPに掲載されている、都道府県労働局需給調整事業窓口にお問い合わせください。

需給調整事業 窓口

検索

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/haken-shoukai14/index.html

労働者供給事業者の皆様へ 労働者供給を受ける皆様へ

～労働者供給について守るべき指針が定められました～
＜職業安定法の改正＞

施行日：2018（平成30）年1月1日

職業安定法が改正され、労働条件の明示に関する労働者供給事業者の義務が強化されました。また、指針の改正により、労働者供給事業者が守るべき事項が新たに定められました。

厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料を随時掲載しています。

職業安定法 平成29年改正

検索

1 労働者供給事業に求められること

労働者供給事業者は、業務運営の改善向上を図るため、職業安定法に基づく指針（※）に定められた以下①～⑥のような措置を講ずる必要があります。

（※）職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業者を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号）

具体的な取組み

- | | |
|---|--|
| ① | 供給される労働者に対し、供給される労働者でなくなる自由を保障しなければなりません。 |
| ② | 労働組合法により必要とされている労働組合の規約を定め、これを遵守する等、民主的な方法により運営しなければなりません。 |
| ③ | 労働者供給事業は無料で行わなければなりません。 |
| ④ | 供給される労働者から過度に高額な組合費を徴収してはなりません。 |
| ⑤ | 供給される労働者の就業の状況等を踏まえ、労働者供給事業者又は労働者供給を受ける者が社会保険及び労働保険の適用手続を適切に進めるように管理することが必要です。 |
| ⑥ | 職業安定機関、特定地方公共団体等と連携しつつ、供給される労働者からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めることが必要です。 |

2 労働条件変更の明示の方法等について

労働者供給を受けようとする者は、労働者供給を受けるに当たって当初明示した労働条件を変更して労働契約を締結しようとする場合、変更内容について明示を行うことが新たに義務付けられます。変更明示が必要になるのは、以下①～④のような場合です。

①	「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合 例) 当初：基本給30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月
②	「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合 例) 当初：基本給25万円～30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月
③	「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合 例) 当初：基本給25万円/月、営業手当3万円/月 ⇒ 基本給25万円/月
④	「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合 例) 当初：基本給25万円/月 ⇒ 基本給25万円/月、営業手当3万円/月

変更明示は、労働者が変更内容を適切に理解できるような方法で行う必要があります。以下の①の方法が望ましいですが、②の方法などにより適切に明示することも可能です。

①	当初の明示と、変更された後の内容を対照できる書面を交付する方法
②	労働条件通知書において、変更された事項に下線を引いたり着色したりする方法や、脚注を付ける方法



- 変更明示を行う場合でも、当初の明示を安易に変更してはなりません。学校卒業見込者等については、特に配慮が必要であることから、変更等を行うことは不適切です。
- 変更明示が適切に行われていない場合や、当初の明示が不適切だった場合（虚偽の内容や、明示が不十分な場合）は、行政による指導監督（行政指導や改善命令、勧告、企業名公表）や罰則等の対象となります。
- 変更等明示が行われたとしても、当初の明示が不適切であった場合には、行政指導や罰則等の対象となることには変わりありません。

変更明示に当たっては、その他にも以下のような点に留意が必要です。

指針の主な内容

- 労働者が変更内容を認識した上で、労働契約を締結するかどうか考える時間が確保されるよう、労働条件が確定した後、可能な限り速やかに変更明示をしなければなりません。
- 変更明示を受けた労働者から、変更した理由について質問をされた場合には、適切に説明を行うことが必要です。
- 供給される労働者に当初明示した労働条件の変更を行った場合、その後も継続して労働者供給を受けようとする際には、当初明示した労働条件を検証し、必要に応じて明示する労働条件の修正等を行うことが必要です。

求職者の皆様へ

～ 求人票・募集要項等のチェックポイント～
＜職業安定法が改正されます＞

施行日：2018（平成30）年1月1日

職業安定法が改正され、企業が労働者の募集を行う際の労働条件明示等のルールが改正されます。

厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料を随時掲載しています。

職業安定法 平成29年改正

検索

1 労働条件の明示が必要な時点（タイミング）

企業は、労働者を求人・募集するに当たっては、労働条件を明示する義務があります。
以下のタイミングで労働条件が明示されているか、確認しましょう。

時 点	必要な明示
ハローワーク等への 求人申込み、 自社HPでの募集、 求人広告の掲載 等を行う際	求人票や募集要項等において、労働条件（詳細は次ページ）を明示することが必要とされています。 <ul style="list-style-type: none">○ 求人票のスペースが足りない等、やむを得ない場合には「詳細は面談の時にお伝えします」などと書かれた上で、労働条件の一部が別途明示されることがあります。○ この場合原則として、初回の面接等、求人者と求職者が最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示すべきとされています。
労働条件に 変更があった場合、 その確定後、 可能な限り速やかに	当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示することが必要とされています。（職業安定法改正により新設されました） <ul style="list-style-type: none">○ 面接等の過程で労働条件に変更があった場合、企業は速やかに求職者に知らせるよう配慮が必要とされています。
労働契約締結時	労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知することが必要とされています。（明示すべき事項については、厚生労働省ホームページに掲載の「モデル労働条件通知書」を参考にしてください。） http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/

2 労働条件の明示が必要な項目

企業は、労働者の募集や求人申込みの際に、労働条件を書面の交付によって求職者に明示しなければなりません（求職者が希望する場合には、電子メールによることも可能です）。必要な事項が適切に明示されているか確認の上、労働条件を検討することが大切です。

〇〇株式会社 事務員募集要項

記載が必要な項目	記載例
◎業務内容	一般事務
◎試用期間	試用期間あり（3か月）★
◎契約期間	期間の定めなし
◎就業場所	本社（●県●市●丁目●番） 又は △支社（△県△市△丁目△番地）
◎就業時間 ◎休憩時間 ◎休日 ◎時間外労働	9:00～18:00 12:00～13:00 土日、祝日 あり（月平均20時間）
<p>裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。★</p> <p>「企画業務型裁量労働制により、○時間働いたものとみなされます。」</p>	
◎賃金	月給 20万円 （ただし、試用期間中は月給19万円）
<p>時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を適用する場合は、以下のような記載が必要です。★</p> <p>① 基本給 ××円（②の手当を除く額） ② □□手当 （時間外労働の有無に関わらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給） ③ ○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給</p>	
◎加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
◎募集者の氏名又は名称	〇〇株式会社 ★
（派遣労働者として雇用する場合）	雇用形態：派遣労働者 ★

★ 平成30年1月から追加等された事項

3 求人票と労働条件等が異なる場合には、 変更内容の明示が義務付けられます

企業には、求人票や募集要項の内容と、締結する労働契約の内容が異なる場合、どの点が異なるのかを明示することが新たに義務付けられます（下記の①～④）。求人票や募集要項からの変更内容を十分確認して、労働契約を結ぶかどうか判断することが大切です。また、変更明示がされているかについても、確認することが重要です。

①	「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合 例) 当初：基本給30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月
②	「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合 例) 当初：基本給25万円～30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月
③	「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合 例) 当初：基本給25万円/月、営業手当3万円/月 ⇒ 基本給25万円/月
④	「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合 例) 当初：基本給25万円/月 ⇒ 基本給25万円/月、営業手当3万円/月

- 明示の方法は、求人票や募集要項で当初明示された内容と、変更された後の内容とを対照できる書面を交付することが望ましいとされています。
- また、変更された事項に下線を引く、着色する、注記をする等の適切な方法によることも可能とされています。

! 企業は、上記の変更明示を行う場合でも、当初の明示を安易に変更してはならないこととされています。また、変更等した理由について質問を受けた時は、適切に対応しなければならないこととされています。

企業は変更明示に当たり、上記の他にも以下のような点に留意することになっています。

職業安定法に基づく指針等の主な内容

- 労働者が変更内容を認識した上で、労働契約を締結するかどうか考える時間が確保されるよう、労働条件が確定した後、可能な限り速やかに変更明示が必要とされています。
- 学校卒業見込者等については、特に配慮が必要なため、変更を行うことは不適切とされています。また、原則として、内定までに、学校卒業見込者等に対しては職業安定法に基づく労働条件明示を書面により行わなければなりません。
- 当初明示した労働条件の変更を行った場合には、継続して募集中の求人票や募集要項等についても修正が必要となる場合がありますので、その内容を検証した上で、必要に応じ修正等を行うことが必要とされています。

4 求人者・職業紹介事業者の業務の適正な運営

- ハローワークや職業紹介事業者に求人申込みをして労働者を採用しようとする場合、求人者が指導監督の対象となります。
- 職業紹介事業者の紹介実績等について、厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」（<http://www.jinzai-sougou.go.jp/>）で確認できるようになります。
- 募集情報等提供事業を行う者（求人情報サイトや求人情報誌）について、指針により、募集情報を改変しないこと、募集企業に適切に確認するべきであること等が定められました。

5 お問い合わせ先

- 労働条件明示の関係で不適切な行為があった場合や、ご不明点がある場合には、以下の相談先にご連絡をお願いします。

ハローワークで紹介を受けた求人の場合

<ハローワーク求人ホットラインへ電話で相談>（求職者・就業者専用）

03-6858-8609（受付時間全日8:30～17:15※年末年始を除く）

<最寄りのハローワークへ相談>

全国ハローワーク等 所在案内

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000068159.html>

その他の機関からの職業紹介や、インターネットの求人広告の場合、紹介を受けた機関や求人広告を掲載している機関に相談か、又は都道府県の労働局にご相談ください。

都道府県労働局 お問い合わせ先

労働局名	課室名	電話番号	労働局名	課室名	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	三重	需給調整事業室	059-226-2165
青森	需給調整事業室	017-721-2000	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	京都	需給調整事業課	075-241-3225
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	大阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831
山形	需給調整事業室	023-626-6109	奈良	需給調整事業室	0742-32-0208
福島	需給調整事業室	024-529-5746	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	鳥取	職業安定課	0857-29-1707
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	島根	職業安定課	0852-20-7017
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	広島	需給調整事業課	082-511-1066
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	山口	需給調整事業室	083-995-0385
東京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	高知	職業安定課	088-885-6051
富山	需給調整事業室	076-432-2718	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
石川	需給調整事業室	076-265-4435	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福井	需給調整事業室	0776-26-8617	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
山梨	需給調整事業室	055-225-2862	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
長野	需給調整事業室	026-226-0864	大分	需給調整事業室	097-535-2095
岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
愛知	需給調整事業第一課	052-219-5587	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637